

## 公共前金払制度の拡充について

令和5年 4月 3日  
宇治田原町企画財政課

本町では、公共工事の適正な履行の確保及び受注者の円滑な資金調達等を目的に、契約金額300万円以上の土木建築工事において、当該契約金額の4割以内の範囲で前金払をしているところです。

令和5年4月契約分より、下記に該当する設計等においても、適正な履行確保を図るため、当該契約金額の3割以内の範囲で前金払の対象とします。

また、宇治田原町公共工事の前金払に関する規則の改正により、前払金の請求書様式を定めましたので、工事、設計等ともに当該請求書を使用してください。

### 記

- ・土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量 契約金額100万円以上

### (添付資料)

- ・宇治田原町公共工事の前金払に関する規則（改正）
  - ・公共工事前金払請求書
  - ・宇治田原町公共工事中間前金払制度事務取扱要領（策定）
- （上記の改正及び策定により、従前の公共工事の前金払等事務取扱要領は廃止します。）